

令和7年度第2回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（概要）

標記協議会は、令和7年11月13日（木）午後2時00分、大津町役場3階会議室301において開催された。

1. 当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表	西岡 逸郎
公益代表	清原 さおり、松本 幸祐、川谷 弘和、安永 隆敏
保険医代表	岩上 英一、柴田 昌一朗、永田 将士、花岡 亮介
欠席者	坂本 敦子、小西 悦子

2. 当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

健康福祉部 部長	大隈 寿美代
健康保険課 課長	梅野 真美
健康保険課 国保・医療係長	松竹 昭宏
健康保険課 健康推進係長	宇都宮 研輔
税務課 主幹兼住民税係長	徳留 久士

3. 当日の議案は、別紙次第のとおりである。

4. 閉会 午後3時20分

【議事録】

1. 開 会

2. 健康福祉部長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議 題

①大津町国民健康保険税の改定方針について

（資料に基づき、事務局説明）

（質疑）

委 員：令和12年度の県内保険税統一のときに今の税率で足りるのか。県全体でも赤字では無いのか。また、県内統一保険税の基準見込みはあるのか。

事務局：現在は、県の算定した納付金を全額納める必要があり、本町では余剰金がほぼ無く、令和6年度に税率改正したうえで不足する金額を法定外繰入している状況です。他市町村は、基金などの余剰金により税率が低くとも対応できているところもあります。

県内統一時の保険税見込について、具体的な数値はありませんが、モデル世帯（４人世帯・所得 300 万円）での保険税 655,000 円程度が、令和 7 年度時点での県標準保険料であり、本町は標準よりも高い状況です。ただし、令和 12 年度時点までに医療費が増加すると、県標準保険料自体が引き上げられることとなります。また、全市町村が県標準保険料を設定した場合は、県が赤字にならない状況となり、令和 12 年度からは県内のどこに住んでいても世帯構成と所得が同じであれば、保険税も変わらないこととなります。

委 員：現在が赤字であれば、県内統一しても赤字のままではないのか。

事務局：納付金は、国保加入者の所得、被保険者数、世帯数の割合により算定されていますが、本町は、県内市町村のなかで国保加入者の所得が高い分類のため、納付金が比較的高い自治体となっています。県内保険税統一時には、税収が下がりますが、納付金がより下がる見込みです。

委 員：定年が 60 歳から引き上げられたことによる影響はあるのか。

事務局：定年延長により 60 歳以上でも社会保険に加入している人が増えていることもあり、国保加入者数は減少して国保税の減収に影響しています。一方で、一人当たり医療費は増加しているため負担は増えています。

委 員：外国人が町内でも増えていると思うが、国保に加入する人はいるのか。

事務局：国保の加入条件は、住民票の有無となるため、一定期間の居住がある場合で社会保険等の加入が無い人は、国民健康保険の加入義務があります。

委 員：赤字改善のためには税率引き上げか公費投入かと話があったが、赤字を解消するためには税率をどれくらい上げる必要があるのか。

事務局：子ども・子育て支援納付金の仮算定税収（均等割 1,500 円、所得割 0.3%）が、年額 1,600 万円程度となるため、1 億円を税率に換算する場合は、その 5 倍以上の引き上げとなります。ただし、被保険者数や所得は毎年変動するため、令和 7 年度時点での計算になります。また、国の定める賦課上限額があるため、所得が著しく高い世帯では保険税は上限から変わらず、所得が一定より低い方の税額が上がる点は、議会からも考慮するよう指摘をいただきます。

委 員：（補足）国保は加入者でなく加入世帯で国保税を計算するため、1人世帯でも複数世帯でも税額が変わらないことがある。

委 員：運営主体が県に移行したことで、国保税で集めた金額と町の医療費を比較した場合は黒字になるのか。

事務局：令和6年度は保険給付費が20億円、国保税収が6億円のため、単純計算では黒字ですが、県への運営移行により国県補助金の項目が削減された分は収入減少しています。

委 員：町の納付金が県内でも高いほうだから、税収が足りていないということか。

事務局：納付金を納めるために必要な市町村ごとの標準保険税率を県が算定していますが、その市町村標準保険税率より現行の保険税率は低い基準にあります。

委 員：協議会で今後の方向性を決定する必要があるのか。

事務局：協議会は諮問機関のため、町の方針に対して意見をいただくこととなり、税率改定などの意思決定は町長が行うものになります。

委 員：令和5年度の協議内容はどのようなものだったのか。

事務局：（資料を用いて説明）令和5年度では、令和6、8、10年度に段階的な税率見直しを想定しましたが、県全体の医療費減少等による納付金の減少から赤字幅が減少しています。その状況を加味すると、令和8年度の税率は据え置きとすることが町の方針です。ただし、今後の医療単価の増加等が想定されているため、毎年状況を踏まえた税率改定協議が必要と考えています。

委 員：（意見）都市計画において、人口も増え、開発も進んでいるが、建設されたマンションに人が住んでいないなど税収に直結していないという課題も聞いている。町の実態を捉えて全体的な方針を見定めていく必要がある。令和12年度の県内統一化までしっかり協議していかないといけない。

事務局：令和7年9月現在の国保税の状況として、4,064世帯のうち2,170世帯が税軽減対象世帯です。また、106万円の賦課上限額に達している世帯が100世帯です。所得で見ると0～200万円の世帯が全体の83%を占めています。税率改定の影響を大きく受ける世帯は所得300～600万円の世帯です。

委 員：滞納金はどの程度あるのか。

事務局：令和6年度において、現年度分の徴収率は 94.72%、滞納繰越分の徴収率は 14.74%で金額が 19,318,344 円です。収入未済額は1億370万円ほどあります。直近5年での徴収率は93%台から95%前後に上がっています。

委 員：徴収のための差し押さえ等の対応はあるのか。

事務局：税務課管理係で財産調査など行い、対象があれば差し押さえ等の対応もしています。

委 員：一般徴収の人が滞納しているのか、年金からの特別徴収にはならないのか。

事務局：年金受給者には特別徴収を実施していますが、年金受給額の2分の1以上は徴収できない制度のため、土地売買など年金以外の要因で所得が増加すると、特別徴収が停止することがあります。その場合、納付書を送付しても特別徴収と勘違いして支払わないケースもあるため、支払いを促す対応となります。

委 員：県の研修において、外国人の滞納を問題視していたが町の現状は。

事務局：町での外国人滞納者はかなり少なく10名未満であり、外国人だから支払わないという状況ではありません。全国の取り組みとして前納制度が進められていますが、町ですぐに対応が必要な状況ではありません。

(決議)

会 長：事務局提案のとおり進めてよろしいか。

(異議なし)

②その他

(事務局から今後の予定について説明)

(質疑) なし

(追加事項)

事務局：今後、協議会として書面での答申が必要となった場合、本日の協議内容に関するの書面作成は、会長と事務局に一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

5. 閉 会